

監 第 25 号
令和4年9月5日

京都市長 様

京都市監査委員

令和3年度京都市内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項に規定する審査について、別紙のとおり審査意見を提出します。

令和3年度

京都市内部統制評価報告書審査意見

京都市監査委員

令和3年度京都市内部統制評価報告書について、次のとおり審査し、意見を決定した。

令和4年8月29日

京都市監査委員	西村義直
同	安井勉
同	山添洋司
同	河原林温朗

目 次

第1	審査の実施	1
1	審査の種類	1
2	審査の対象	1
3	審査の着眼点	1
4	審査の主な実施内容	1
5	審査の期間	1
6	審査の実施場所	1
7	審査を実施した監査委員	1
第2	京都市長の内部統制の審査の結果	2
1	評価手続の審査	2
2	評価結果の審査	4
3	京都市長の内部統制に対する意見	8
第3	京都市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果	8
1	評価手続の審査	8
2	評価結果の審査	9
3	当該補助機関の内部統制に対する意見	10

令和3年度 京都市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり審査を実施した。

1 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

2 審査の対象

「令和3年度京都市内部統制評価報告書」

3 審査の着眼点

- (1) 市長が定めた評価手続が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているか。
- (2) 市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、また、早期に適切な是正措置が講じられたか。

4 審査の主な実施内容

令和3年度京都市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、京都市監査基準及びガイドラインに基づき、また、これまでの監査等において得られた知見も活かし、必要に応じて関係部に資料の提出及び説明を求めたうえで審査を行った。

5 審査の期間

令和4年7月1日から同年8月29日まで

6 審査の実施場所

監査事務局及び審査対象局執務室等

7 審査を実施した監査委員

監査委員 西村 義直
同 安井 勉
同 山添 洋司
同 河原林 温朗

第2 市長の内部統制の審査の結果

1 評価手続の審査

市長が定めた評価手続がガイドラインの趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているかといった観点から、評価手続の審査を行った。

(1) 評価手続等の確認

評価手続等の確認に当たっては、市長が決定した内部統制に関する方針並びに評価に係る評価体制、評価基準日、評価対象期間、評価範囲及び全庁的な内部統制の評価項目等について、ガイドラインの趣旨等に沿って適切に評価が行われているかを検証するため、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から関連する資料を入手し、必要に応じて、関係部局に対して質問調査等を行った。

ア 全庁的な体制

京都市内部統制基本方針及び京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、令和元年12月25日付けで内部統制に係る推進体制及び評価体制が示され、市長を本部長とし、市長の方針を共有する内部統制推進本部や、実務的な検討や調整等を行う内部統制推進部会が設置されており、内部統制の全庁的な評価体制が適切に整備されていることを確認した。

また、京都市内部統制推進本部会議及び推進部会の開催状況についても、京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、適時開催されていることを確認した。

イ 評価基準日及び評価対象期間

評価基準日	令和4年3月31日
評価対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

評価対象期間を令和3年度とし、評価基準日を令和4年3月31日としていることを確認した。

ウ 評価範囲

(ア) 全庁的な内部統制

「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目（ガイドライン別紙）」（以下「全庁的な内部統制の評価項目」という。）に基づく。

(イ) 業務レベルの内部統制に係る対象事務

対象事務	財務に関する事務
	個人情報管理に関する事務

市長が整備した全庁的な内部統制について、内部統制の目的を達成するためにガイドラインで必要なものとして示された「全庁的な内部統制の6つの基本的要素」に基づいて整備されていることを確認した。

また、本市内部統制の対象事務である「財務に関する事務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下「リスク」という。）を識別及び評価し、リスクを抑止するための対応策（事務処理上の具体的な手順等をいう。以下「リスク対応策」という。）が講じられていることを確認した。

【参考】全庁的な内部統制の6つの基本的要素（ガイドラインより抜粋）

基本的要素	内容
統制環境	組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与える基本的要素
リスクの評価と対応	組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス
統制活動	長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続
情報と伝達	必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること。
モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス
I C T (情報通信技術) への対応	組織にI C Tが浸透している状況を踏まえ、組織目的を達成するためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のI C Tに対して適切に対応すること。

(2) 評価手続の適切性

ア 全庁的な内部統制の評価手続

全庁的な内部統制の評価手続については、全庁的な内部統制の評価項目に対応する規定等の確認及び関係部局への質問等を行い、その評価が各評価項目に対応して実施されているかといった観点から審査し、適切に行われていることを確認した。

イ 業務レベルの内部統制の評価手続

業務レベルの内部統制は、本市の内部統制対象事務である「財務に関する事

務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスクを識別、評価し、三段階のリスク重要度に応じてリスク対応策が講じられた「リスク評価シート」に基づき整備されている。

業務レベルの内部統制の評価手続の審査に当たっては、リスクの重要度が高いものが評価報告書の対象となることから、各所属の自主点検の実施状況、制度所管課等及び内部統制評価部局による評価等について、重要度が高いと判断されたリスクに関する評価資料の確認等を行い、市長が定めた評価手続に沿って実施されているか等の観点から、その適切性を確認した。

書類審査及び質問調査の結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価がされており、また、各評価項目に基づいて評価部局による独立的評価が行われており、業務レベルの内部統制の評価手続は適切に行われていることを確認した。

2 評価結果の審査

市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、重大な不備がある場合には、早期に適切な是正措置が講じられたかといった観点から評価結果の審査を行った。

なお、評価結果の審査に当たっては、評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、関係部局に対して質問調査等を行った。

【参考】内部統制の重大な不備について（ガイドラインより抜粋）

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきものである。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制については、リスク評価シート等の確認や関係部局に対して質問等を行うことにより、市長が行った評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

ア 整備状況

全庁的な内部統制の整備状況については、内部統制を推進するうえで必要となる方針や指針等の策定、体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われてお

り、不備は確認されなかったため、評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

評価対象期間中に発現した不備（運用上の不備）については、条例改正における一部条文の誤り及び職員の倫理保持義務違反の2件があり、そのうちの職員の倫理保持義務違反に係る不備については、次のウで述べるとおり、統制環境に係る重大な不備に関する事案であった。

なお、2件の不備については、評価部局への質問調査等を行い、点検・確認の徹底等の是正措置が早期に適切に講じられ、また是正に向けた取組を実施していることを確認している。

ウ 重大な不備

全庁的な内部統制における不備のうち、市長が重大な不備としたものは、局の最高責任者である前子ども若者はぐくみ局長に係る職員の倫理保持義務違反（統制環境に係る不備）の1件である。

当該重大な不備については、市長から職員に対し、高い規範意識、職業倫理を徹底するよう改めて指示するとともに、「前子ども若者はぐくみ局長収賄容疑事件調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、事実関係の調査、問題点の検証、再発防止策の検討等、適切な是正に向けた取組を進めていることを確認している。

なお、2件の運用上の不備については、前述のイのとおり、監査委員においても、その内容及び是正状況について評価部局に質問調査等を行っている。市長が行った1件の重大な不備の判断については、ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものであると考えられ、適切である。

【参考】評価報告書における重大な不備（職員の倫理保持義務違反）

事案概要	是正措置等の内容
前子ども若者はぐくみ局長について、京都市職員の倫理の保持に関する条例及び同条例施行規則において禁止する当該職員の職務に利害関係を有する者からの金銭等（紳士国産腕時計1点及び純金小判1点）の受領があった。これは、全庁的な内部統制の基本的要素の一つである統制環境（内部統制の基盤とな	当該職員に対し、懲戒免職処分を行うとともに、速やかに、“きょうかん”推進本部会議において、市長から、職員一人ひとりに本市職員として求められる高い規範意識、職業倫理を改めて徹底するよう指示した。さらに調査委員会を設置し、事実関係の調

る長の誠実性と倫理観に対する姿勢)に係る リスクが発現したものである。	査、問題点の検証、再発防止策の検討 等を行っている。
--	-------------------------------

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

業務レベルの内部統制については、これまでの監査等で把握した不備の状況を踏まえたうえで、リスク評価シート等の確認や関係部局に対して質問等を行うことにより、市長が行った評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況については、全てのリスク対応策に手引・マニュアル等の具体的な事務処理手順が整備されていることを確認した。

また、リスク対応策に関する具体的な事務処理手順の理解度等を確認するために実施された自主点検において把握した不備（関係帳簿の記入の不徹底等）については、質問調査等の結果、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

評価対象期間中に発現した不備（運用上の不備）については、財務に関する事務において、市内出張用トラフィカ京カードの紛失、支払の遅延等 15 件、個人情報管理に関する事務において、文書の誤送付、窓口等での誤交付等 27 件の計 42 件あり、そのうち、次のウで述べるとおり、重大な不備に関する事案が、財務に関する事務で 1 件あった。

なお、不備の把握件数を昨年度と比較すると、財務に関する事務については、市内出張用トラフィカ京カードの紛失が減少したことなどにより 13 件減少した。また、個人情報管理に関する事務についても、昨年度は重大な不備が 2 件発生したインターネット上の不適切な取扱いが当年度は発生しなかったことなどにより、3 件減少している。

42 件の運用上の不備については、評価部局への質問調査等を行い、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

【参考】評価報告書に記載された業務レベルの内部統制の運用状況

区分	不備の把握件数		主な不備の内容
	R 3	(参考) R 2	
財務に関する事務	15 件	28 件	市内出張用トラフィカ京カードの紛失、支払の遅延等
個人情報管理に関する事務	27 件	30 件	文書の誤送付、窓口等での誤交付等
合計	42 件	58 件	

ウ 重大な不備

令和3年度における内部統制の運用上の不備 42 件のうち、市長が重大な不備としたものは、財務に関する事務（収入額の誤り）1 件である。

当該重大な不備については、個別の是正措置に加え、全職員に対する注意喚起等、全庁的な是正措置が講じられていることを確認した。

なお、42 件の運用上の不備については、前述のイのとおり、監査委員においても、その内容及び是正状況について評価部局に質問調査等を行っている。市長が行った1 件の重大な不備の判断については、ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものであると考えられ、適切である。

【参考】評価報告書における重大な不備（収入額の誤り）

事案概要	是正措置等の内容
京都市御池駐車場において、平成 31 年 3 月に条例を改正し、令和元年 10 月 1 日から自動二輪車及び原動機付自転車に係る土曜日・日曜日・祝日（午前 6 時～午後 12 時）の上限料金（520 円）を新たに設定することとしていたが、指定管理者において、当該上限料金の変更処理に漏れがあり、また、所管局においても当該処理に係る確認作業が不十分であったことから、当該上限料金を適用しないまま駐車料金を誤って徴収していた。（誤徴収件数：約 1,200 件、誤徴収総額：約 70 万円）。	指定管理者において、所管局の指示を踏まえ、速やかに、当該上限料金を反映した適正な駐車場料金を徴収できるよう、精算機のシステムや場内掲示、ホームページの掲載内容等を修正した。また、所管局においては、今後、条例改正等により料金変更が生じた場合は、指定管理者から報告書を提出させるなど、適切に反映されているか確認を徹底することとした。全庁的には、同様の事案がないことを確認するとともに、条例改正に伴い、指定管理者が使用料等の変更に係る処理を行う場合、適切な処理が実施され、その内容が正しく徴収事務に反映できているか、所管局において確実に確認するよう、改めて通知を発出し、周知徹底した。

3 市長の内部統制に対する意見

市長の内部統制については、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続に沿って適切に評価が実施されており、また、市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われ、発現した重大な不備については早期に適切な是正措置が講じられていること及び是正に向けた取組を実施していることを確認した。

よって、令和3年度京都市内部統制評価報告書における市長の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

是正に向けた取組を進めている職員の倫理保持義務違反に係る重大な不備については、統制環境（内部統制の基盤となる長の誠実性と倫理観に対する姿勢）に関わる重大な事案である。調査委員会の結果なども踏まえ、さらに適切な是正措置を講じられたい。

第3 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果

1 評価手続の審査

市長以外の任命権者の補助機関（以下「当該補助機関」という。）の内部統制の評価手続については、ガイドライン及び市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されているかといった観点から、関係部局に対し質問調査等を行い、評価手続の審査を行った。

(1) 評価手続等の確認

当該補助機関については、質問調査等の結果、市長の基本的方針及び内部統制制度等を準用して全庁的な内部統制の評価体制が適切に整備されており、評価基準日、評価対象期間、評価範囲についても、市長の評価手続に合わせて適切に整備されていることを確認した。

(2) 評価手続の適切性

全庁的な内部統制の評価手続については、全庁的な内部統制の評価項目に対応する規定等の確認等を行い、業務レベルの内部統制の評価手続については、リスク対応策に対応する規定等の確認、自主点検の実施状況、各補助機関において重要度が高いと判断したリスクに関する評価資料の確認等を行い、質問調査等の結果、市長が定めた評価手続を準用して適切に実施されていることを確認した。

また、書類調査及び質問調査の結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価が行われ、各評価項目に基づいて独立的に評価が行われており、当該補助機関の評価手続は適切であることを確認した。

2 評価結果の審査

当該補助機関の内部統制の評価結果については、ガイドライン及び市長の評価方法を準用して、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか等の観点から、関係部局に対し質問調査等を行い、評価結果の審査を行った。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われていることを確認した。

また、当該補助機関において全庁的な内部統制の不備は確認されておらず、適切に評価が行われていることを確認した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況（リスク対応策に係るマニュアル等の整備や理解度の状況等）について、質問調査等の結果、自主点検で確認された不備（関係帳簿の記入の不徹底等）に対し、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、整備状況の評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

業務レベルの内部統制の運用状況については、質問調査等の結果、評価対象期間中に発現した運用上の不備6件（市バス・地下鉄業務用乗車券の紛失等）について、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

ウ 重大な不備

令和3年度における内部統制の運用上の不備6件のうち、重大な不備としたものは、財務に関する事務（収納金の亡失）1件である。

当該重大な不備については、個別の是正措置に加え、全運転手に対する注意喚起等、是正措置が講じられていることを確認した。

なお、6件の運用上の不備については、前述のイのとおり、監査委員においても、その内容及び是正状況について評価部局に質問調査等を行っている。1件の重大な不備の判断については、ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものであると考えられ、適切である。

【参考】 評価報告書における重大な不備（収納金の亡失）

事案概要	是正措置等の内容
市バス運行中、停留所で降車されるお客様が大人5人分の運賃をまとめて支払いたいと1,150円を差し出されたところ、関係職員が、硬貨150円は運賃箱に投入させたが、千円札は手で受け取って、乗務かばんに入れ、その後、制服のポケットに移し横領した。定期的なドライブレコーダー映像点検作業による事案発覚後、関係職員は横領した運賃千円を返還した。	交通局内において、公務員倫理と法令遵守を徹底するよう厳命し、管理者名での通達を発出するとともに、委託先営業所を含めた全営業所長に対し、事案の周知と法令遵守の徹底を指示した。また、全運転士に対して「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」を一人ひとりに直接手渡し、強い危機感及び緊張感を持って業務遂行するよう指導するとともに、研修において、当該事案を題材とし、運転士同士で原因分析や再発防止を議論するなど、意識の高揚に努めている。さらに、ドライブレコーダー映像の確認や停留所での立地調査について、回数を増やし、違反行為がないか確認を行った。

3 当該補助機関の内部統制に対する意見

京都市内部統制基本方針により、市長の内部統制を準用して一体的に取り組まれた当該補助機関の内部統制について、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されており、また、当該補助機関が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認した。

よって、令和3年度京都市内部統制評価報告書における当該補助機関の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。